

都道府県・政令指定都市名	10 群馬県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活こども部 生活こども課 男女共同参画室
担 当 職 員 数	4 人 (専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	群馬県男女共同参画推進協議会	
設置年月日(西暦)・根拠	2001年4月23日	根拠: 群馬県男女共同参画推進協議会設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	群馬県男女共同参画推進委員会	
設置年月日(西暦)	2004年10月1日	
構 成 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間(西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	第5次群馬県男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2026年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	群馬県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2004年3月24日
	施 行 日(西 暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	年度まで	%		
根 拠	2025年度までに45%以上(構成員の男女比については均衡を要する)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例に基づき設置している審議会のうち、群馬県が定める「各種審議会・委員会等への女性の参画促進要領」に基づき一部除外したもの及び行政委員会				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(90)うち女性委員を含む審議会等数(85)		
			延総委員等数(977)延女性委員等数(409)	女性比率(41.9)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(85)		
			延総委員等数(1,084)延女性委員等数(424)	女性比率(39.1)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(35)		
			延総委員等数(689)延女性委員等数(259)	女性比率(37.6)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(6)		
			延総委員等数(54)延女性委員等数(14)	女性比率(25.9)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	219 人	(2023 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職	
		(人)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	393	60	15.3	17	5	29.4	35	3	8.6	341	52	15.2
	うち一般行政職	315	54	17.1	17	5	29.4	15	3	20.0	283	46	16.3
支庁・地方事務所等	計	564	87	15.4	0	0		24	1	4.2	540	86	15.9
	うち一般行政職	355	40	11.3	0	0		12	1	8.3	343	39	11.4
全体	計	957	147	15.4	17	5	29.4	59	4	6.8	881	138	15.7
	うち一般行政職	670	94	14.0	17	5	29.4	27	4	14.8	626	85	13.6
再掲	警察関係	87	4	4.6	0	0		24	0	0.0	63	4	6.3
	教育委員会	31	1	3.2	0	0		1	0	0.0	30	1	3.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for survey date (1: 2023年4月1日, 2: その他(西暦)), position (課長補佐相当職, 係長相当職), and gender statistics (人数, 女性比率%).

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

Table showing new promotion statistics for various positions (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) across different organizational levels.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table detailing promotion considerations such as performance (勤務成績), interviews (昇任試験), and other factors (その他).

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

Table showing the number of candidates for promotion and grade advancement exams, including total, female, and female participation rates.

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

Table showing recruitment statistics for female public employees, categorized by grade (全, うち上級, うち一般行政職).

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

Table with a single cell containing a list of four options regarding the use of nicknames or old surnames.

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

Table detailing the specific provisions of the regulations regarding the use of nicknames or old surnames.

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

Table for survey date (調査時点コード) with options for 1: 2023年4月1日 and 2: その他(西暦).

Table showing the configuration of female staff in disaster/crisis management departments, including total staff, female staff, and female ratios.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	ぐんま男女共同参画センター		愛称・通称	とらいあぐるん		
設置年月日(西暦)	2009年4月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：371-0026 住 所：群馬県前橋市大手町1-13-12 電話番号：027-224-2211 FAX番号：027-224-2214 ホームページ：https://www.pref.gunma.jp/07/p03100039.html					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：群馬県(ぐんま男女共同参画センター)) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：群馬県(ぐんま男女共同参画センター)) 指定管理者(名称：) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	5 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	6 人	予算額	2023年度 38,612 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： センター通信の発行、県ホームページからの情報発信) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画セミナー、女性のチャレンジ支援講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 家族間の役割や協力関係、性差に関する悩み等の電話相談(男性、女性)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌等)を収集し、貸出を実施) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 登録団体制度(協働事業、交流会等)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 男女共同参画データブック(統計データ)、コロナ禍による影響調査) ○ 10. その他(主な事項： 貸室事業)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 群馬県女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	18	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付〔 名称： 概要： 7. その他〔 内容： 〕	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他〔 内容： 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	108,553	112,709	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.013 %	0.013 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○		○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○		○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○	○		○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目					
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目					
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)					
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)					
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組					
⑩ 短時間正社員制度の導入					
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組					
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)					
⑬ その他					

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	群馬県いきいきGカンパニー優良事業所表彰(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	群馬働き方改革推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 男女共同参画データブック
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 ○ 4. その他 (ぐんま男女共同参画センター)	

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ぐんま女性活躍大応援団 ・DV被害者等支援事業 ・ぐんま男女共同参画センター通信「とらいあんぐるん」の発行 ・県ホームページ	女性活躍を応援する企業・団体を登録とし、登録団体からの女性活躍応援メッセージをホームページ等で発信 DV被害防止リーフレットの作成・配布 男女共同参画におけるトピックスやセミナー情報を紹介する広報紙をホームページやメールで配信 生活こども課、ぐんま男女共同参画センター主催事業を発信	392団体(R5.4.1現在)	通年 通年 年4回発行 随時
2. 表彰 ・群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰 ・ぐんま輝く女性表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰 女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとって身近なロールモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰	受賞者1名 受賞者1名・1団体	2023年6月28日表彰式実施 2023年6月28日表彰式実施
3. 講座 ・DV被害者等支援事業 ・県新規採用職員研修 ・女子高校理工系分野チャレンジ支援セミナー ・大学生サマープログラム ・LGBTQセミナー ・とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク事業) ・とらいあんぐるん防災基礎セミナー ・とらいあんぐるんセミナー	中学校・高校・大学等へのDV防止啓発講座 県新規採用職員を対象とした、男女共同参画に関する基礎的講座(動画配信) 女性が少ない理工系分野の進路選択の魅力を伝えるため、高校生向けの講演を実施(動画配信) ジェンダー平等、アンコンシャス・バイアス、働き方、女性の健康課題などについて、大学生向けの連続講座を実施(全回オンライン講座) LGBTQに関する理解を深めるための講演会を実施(対面+アーカイブ動画配信) 起業やキャリアアップを目指す女性のキャリア形成やネットワーク構築支援 男女共同参画の視点から防災分野について学ぶためのセミナーを実施 男女共同参画の普及啓発に係るセミナーを実施	5~10校程度、1,500人程度 約200人 県内高校生 大学生20名程度 50名程度 女性20名程度 未定 未定	通年 2023年5月 2023年7月~12月 2023年8月~9月 2023年8月25日予定 2023年10月14日 2023年度下期予定 2023年度下期予定
4. 相談事業 ・とらいあんぐるん相談室(女性) ・とらいあんぐるん相談室(男性) ・女性相談センターによる相談事業 ・ぐんま・ほほえみネット	女性対象の電話相談。生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が相談に乗る。 男性が生活や仕事において抱える悩みについて、男性の専門相談員が電話で相談に乗る。 パートナーからの暴力等に対する相談対応 電話や対面等による寄り添い相談、一歩が踏み出せない方への同行支援、生理用品の無償配布などを行う。	年間1,000件程度 年間70件程度 4,000件程度 800件程度	通年 通年(毎月2回、第2、4日曜日、13~16時) 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・図書コーナー運営	男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌・映像資料等)を収集し、貸出を実施		通年
6. 苦情処理 ・条例に基づく意見の申出制度	男女共同参画に関する意見の申出対応		通年
7. 交流促進 ・登録団体交流会 ・登録団体等との協働事業	男女共同参画に資する活動を行う団体をセンターで登録。情報交換等を行うための交流会を開催。 男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し、事業を開催	未定 未定	未定 随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・男女共同参画推進員設置	企業における男女共同参画を推進するため、推進員を選任してもらい、情報提供を実施(問15 群馬県いきいきGカンパニー認証制度とも連携)	694事業所(R5.4.1時点)	通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・男女共同参画データブック	男女共同参画の視点から取りまとめた県内の統計データの更新		通年
11. その他 ・貸館事業	男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供(ぐんま男女共同参画センター)		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	群馬県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	群馬県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにし、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		公務、家族の弔事、その他やむを得ない事由
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	○	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) []
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2019年7月28日	~	2023年7月27日
副知事				2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	53	10	18.9		
	都道府県防災会議(委員のみ)	52	10	19.2		
	内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	1	100.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	5	2	40.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者		21	2	9.5		
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	4	100.0			
2	国土利用計画地方審議会	14	7	50.0		
3	土地利用審査会	6	4	66.7		
4	都道府県交通安全対策会議	14	2	14.3		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	24	10	41.7		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	23	10	43.5		
7	精神医療審査会	25	8	32.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	23	7	30.4		
10	准看護師試験委員会	9	5	55.6		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	33	12	36.4		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21	10	47.6		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	8	57.1		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	12	7	58.3		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1		
21	都道府県都市計画審議会	15	3	20.0		
22	開発審査会	7	4	57.1		
23	私立学校審議会	14	6	42.9		
24	石油コンビナート等防災本部					
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会					
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	15	7	46.7		
31	介護保険審査会	12	6	50.0		
32	都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5		
33	感染症の診査に関する協議会	19	2	10.5		
34	警察署協議会	170	77	45.3		
35	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	30	2	6.7		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	22	5	22.7		
46	指定難病審査会	9	0	0.0		
47	小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0		
48	行政不服審査会	3	1	33.3		
49	地域医療対策協議会					
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	15	9	60.0		
51						
52						
53						
54						
合計		689	259	37.6		
女性委員0の審議会数		2				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	13	5	38.5	
	合 計	54	14	25.9	
	女性委員0の委員会数	2			